

閉じゆく職場 家失う危機に 市職員動く

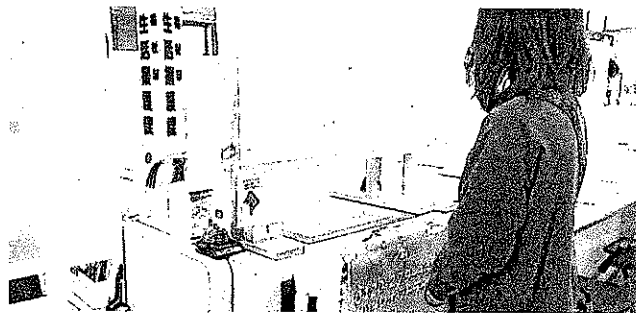
この声、届いていますか

コロナ禍の日本と政治



コロナ禍であらわになったのは、これまでの国の支援では「ほれ落ちてしまおう人たちの存在だった。こもる家さえ失う危機。声を上げたのは、住民と身近に接する地方の職員だった。

神奈川県座間市で一人暮らしをする女性(37)が、職場の仲間と連れられて、市役所を訪れたのは昨年4月7日のことだった。スーパー銭湯にあるリラクゼーション施設で働いていたが、銭湯自体が4月から休業だ。業務委託契約で個人事業主扱い。休業補償もなく、収入はゼロに。借金も抱え、月6万7千円の家賃が払える見通しはなくなった。「絶望しかなかった」。部屋の明かりもつけず、布団にくるまって過ごした。対応した市の生活支援課は、無利子で生活費を貸し付ける「緊急小口資金」を紹介したものの、家賃支援には踏み込めなかった。生活苦で住まいを失う恐れのある人に家賃相当額を払う



⑤スーパー銭湯のリラクゼーション施設で働く女性は、昨年春に生活支援課の窓口を訪れた。「絶望しかなかった」と振り返る＝2020年12月16日午後、神奈川県座間市役所



⑥座間市生活支援課の林星一課長＝2020年12月18日

減収

支援対象に追加

住居確保給付金は、2009年10月に始まった「住宅手当緊急特別措置」が前身。リーマン・ショックを受けて導入され、求職者支援を想定していた。15年に現在の給付金に移行した。世帯の生計を主に維持する人が、失業または廃業後2年以内の場合、自治体が家主に家賃を支払う。東京23区では単身世帯で最大5万3700円。

コロナ禍を受け、昨年4月には「給与などが失業や廃業と同程度まで減少している場合」が対象に加わった。4、10月に全国で支給決定したのは11万2711件(速報値)で、前年度の年間約4千件を大きく上回った。支給は原則3カ月間だが状況により3カ月ごとに2回延長でき、最長9カ月間まで受け取れる制度だった。4月に受け取りを始める12月で支援が止まる。そのため、与野党から延長を求める声が上がっており、最長12カ月間へと変わった。

現状とのズレも

このころ、林さんは滋賀県野洲市の市民部次長の生水裕美さん(59)と頻りにメールをやりとりしていた。生水さんもまた、3月初めの全国一斉休校のころから、減収した保護者への対応がいろいろと考えていた。厚生労働省社会保障審議会の部会委員でもあり、省の担当室長にはたびたびメールで現場の状況を伝え、減収者への対応を求めていた。省令改正で要件が見直されたのは4月20日。休業などで収入が減って、失業や廃業と同じような状況に陥った人も対象になった。これも、応急処置に過ぎなかった。新型コロナの波はいくとも押し寄せ、減収

制度を変えねば

市の生活支援課は、生活困窮者自立支援制度の窓口で、生活保護の水準に達し

ないが、厳しい生活を強いられる人々が相談に訪れる。2015年から「断らない相談支援」を掲げる。新規相談は平均では月40件ほどだが、3月は63件、神奈川県など7都府県に緊急事態宣言が出された4月には218件に急増した。課長の林星一さん(49)は3月上旬、非正規雇用の住民から「会社が休業し、このままでは減収する」「風

は、制度を変えるのが「手っ取り早い」。3月17日に市を訪れた公明党国会議員の視察団に直訴した。翌日、視察した議員の一人が国会で取り上げ、「住まいも仕事も失ってからはなく、失う前に、減収に对应して何らかの手立てを考えたい」と求めた。生水さんは12月、審議会部会で「人生1回のみ」が「相談現場で支障になっている」と指摘した。元々、リーマン・ショック時にできた制度でコロナに合わせた対策ではないため、現状とのずれが出ている。生水さんや林さんは、ハロワワークの職業訓練を受講すれば月10万円の手当が給付される「職業訓練受講給付金」が、住居確保給付金とは一緒にもらえない点も課題だと思っている。生活困窮者自立支援制度を扱う全国の窓口への新規相談件数は4、9月で39万1717件(速報値)。前年同期の3倍を超え、終わりは見えない。林さんは言う。「応急処置ではなく、次に向けた恒久的な支援策が必要なんです」

(太田成美)